企業版ふるさと納税 制度概要

1. 制度の概要(企業版ふるさと納税とは)

企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を支援した場合に、税制 上の優遇措置(法人関係税の控除)が受けられる制度。地方公共団体は、地域再生計 画を作成し、内閣府から認定を受ける必要がある。

税額控除の特例措置の適用期限は令和6年度末まで。令和2年度より地方版総合 戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となったことから、認定手 続きが簡素化されているほか、併用可能な国の補助金・交付金の範囲が拡大された。

また、「人材派遣型」が新たに創設され、人件費を含む寄附を企業から受けることで、企業の人材を自治体に派遣(自治体が職員として任用)することも可能となった。

2. 寄附金額の下限額

10 万円(※10 万円未満の場合、本制度の対象とならない)

3. 活用の流れ

- ① 地方版総合戦略を基に、市は地域再生計画を作成
- ② 市は内閣府へ地域再生計画の認定申請を行う
- ③ 内閣府が地域再生計画を認定
- ④ 寄附の受付開始
- ⑤ 企業から寄附の申し出を受け、寄附を充当させる事業を決定(総合戦略に位置付けられている事業)
- ⑥ 寄附の時期について企業と協議
- ⑦ 寄附を受領、企業へ受領証を交付
- ⑧ 企業は税務署等において、法人関係税の税額控除の申告(⑦の受領証を提出)
- ⑨ 寄附活用事業完了後、市は内閣府へ実績報告を行う

砂川市 企業 砂川市 企業 地域再生計画の認定申請 寄附の検討・申し出 寄附の受領・受領証の交付 税の申告 内閣府計画を認定

4. 企業が受けられる税制上の優遇措置(税控除)

企業は本制度によって寄附を行うと、法人関係税の控除を受けることができる。

① 法人住民税

寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

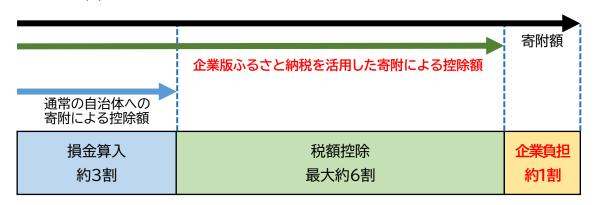
② 法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度とする(法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

~イメージ図~



軽減効果は最大9割に

5. 対象企業

本社が砂川市外にある、青色申告書を提出している法人 この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指す。 (例:砂川市に本社所在の場合、砂川市への寄附は制度の対象外)

6. 対象となる事業

下記の①~②の要件に該当する事業が対象となる

- ① 総合戦略に位置付けられた、雇用の創出や移住・定住の促進、結婚・出産・子育 ての支援、まちづくり等、地方創生を推進する観点から幅広い分野の事業
- ② 事業ごとにKPIが設定されており、効果検証が行える事業
 - ※ KPIは総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でもOK
 - ※ KPI を達成できなかった場合、その要因を客観的に分析し、結果を国に報告するとともに、事業内容を見直すことが必要。改善が見られない状況が続く場合には、認定が取り消されることもある

(既存事業の場合)

● 地方創生に資するものであって、寄附をきっかけに質的または量的な変化がある ことを明確に説明できる、住民サービスとして行ってきた事業

<留意事項>

- 地域再生計画の認定後に事業を実施することを想定しているため、原則として計画の認定前に着手済みのもの(支出負担行為を行ったもの)については対象とならないが、下記①・②の両方の要件を満たす場合は事前着手が可能(※内閣府への個別相談が必要)
 - ① 地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると当該事業の目的達成に支障が 生じうる
 - ② 当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされていて単なる財源振替ではない
- ハード事業も対象
- 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分には、原則として寄附金を 充てることはできないが、地方創生に関連する国の補助金・交付金や都道府県の 補助金・交付金の地方負担分については、充てることが可能

7. 寄附の受領

① 寄附の受領が事業費の確定前の場合

地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で受領し、事業費確定後には法人等に事業費確定通知を送付する必要がある

② 寄附の受領が事業費の確定後の場合

事業費の範囲内で受領する必要があるが、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて受領することが可能

※各年度において寄附額が事業費を超えないようにする必要がある。事業費を超 えて寄附を受領した場合は、地域再生計画の認定が取り消され、本制度の活用 ができなくなる

8. 留意事項

- 寄附を行うことの代償として企業がまちから経済的な利益を受けることは禁止
- 地方債の起債対象事業や特別交付税措置の対象となる事業に本制度に係る寄附 を充てることは可能だが、算定経費から控除する必要がある
- 対象事業は総合戦略に事業内容の詳細が記載されている必要はないが、総合戦略のどの施策に位置付けられる事業なのか、総合戦略の基本目標やKPIにどのように寄与するのかを地域再生計画で明らかに出来る程度の記載が必要
- 寄附金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少なくてもペナルティは課せられない